

令和2年度主要事業概要説明

※各事業の右上にある「(学校教育の充実 1-1-2)」等は施策体系別の分類を、その右側にある数字は通し番号を表しています。

1 豊かな心と人を育むまち

(学校教育の充実 1-1-2) No.1

本町の教育の基本指針となる「教育大綱」並びに「播磨町教育振興基本計画」に基づき、「総合教育会議」などにおいて協議を深めることで、さらなる教育の充実に努めます。また、本年度で第2期「播磨町教育振興基本計画」の計画期間が終了するため、「第3期播磨町教育振興基本計画」を策定します。

【学校教育G】

(幼児教育の充実 1-1-1) (学校教育の充実 1-1-2) No.2

学校園がそれぞれの実態に応じて、創意工夫した教育課程を編成し、幼稚園、小学校、中学校が互いに連携することで“学び”と“育ち”の円滑な接続の推進を重視した教育を推進します。【学校教育G】

(学校教育の充実 1-1-2) No.3

「サポートチーム播磨」において、各小中学校へは、複数名の学校生活サポーターを配置するとともに、地域ボランティアの協力を得て、児童生徒の基礎的・基本的な学習内容の確実な定着と一人ひとりの個性や能力の伸長を図ります。【学校教育G】

(学校教育の充実 1-1-2) No.4

小中学校に、播磨町教育委員会より研究指定を実施し、教科等の研究を推進

することで、教員一人ひとりの専門性と実践力及び指導力の向上をめざすとともに、研究成果を全ての学校の教職員で共有し各校教員の教育水準のさらなる向上に努めます。【学校教育G】

(学校教育の充実 1-1-2) No.5

日本語指導が必要な外国人児童生徒や帰国子女に対し、多文化共生サポーターを配置することにより、教職員や他の児童生徒とのコミュニケーションの円滑化を促すとともに、生活適応や学習支援、心の安定を図るなど、学校生活への早期適応を促します。【学校教育G】

(学校教育の充実 1-1-2) No.6

I C T機器やデジタル教材等を効果的に活用した、わかりやすく深まる授業を実施し、児童生徒に確かな学力を身につけさせます。また、プログラミング教育を推進し、論理的思考力と情報活用能力を育成します。また、児童生徒1人1台端末環境の整備を計画的に実施し、学校のI C T環境のさらなる整備を推進します。【学校教育G】

(学校教育の充実 1-1-2) No.7

学習指導要領の改定により、外国語教育が本格化されることから、外国語指導助手を活用し、幼稚園児から中学生までが外国語に親しむことができるよう、外国語教育の充実に努めます。【学校教育G】

(学校教育の充実 1-1-2) No.8

特別な支援を必要とする子どもに、きめ細やかな支援を行うため、幼稚園には支援員を、小中学校には学校生活サポーター・介助員を学校園の実情に応じて配置します。また、特別支援教育に関して、全教職員の資質・能力の向上を

図る研修会を開催し、専門性向上と実践力向上に努めるとともに、学校園と保健、福祉、医療等の関係機関等と連携した会議を開催し、切れ目のない支援体制を充実させます。また、医療的なケアが必要な児童に対し、通学に対する支援や学校への看護師派遣等を行います。【学校教育G】

(学校教育の充実 1-1-2) No.9

特別の教科 道徳を中心に、道徳教育の充実を図るとともに、学校教育全体で生命の尊重や思いやりの心を育み、人権意識の高揚に努めます。

【学校教育G】

(学校教育の充実 1-1-2) No.10

中学校における部活動の充実に向けて、専門的な技術や知識を有する部活動指導員を配置することで、質の高い指導のもと生徒がやりがいをもって活動できる体制を整えます。【学校教育G】

(学校教育の充実 1-1-2) No.11

播磨町立学校に学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民が学校運営に参画することで、「地域に開かれた学校」から一步踏み出した「地域とともにある学校」への推進に取り組みます。【学校教育G】

(学校教育の充実 1-1-2) (青少年の健全育成 1-1-3) No.12

ふれあいルーム（適応指導教室）を核として、関係機関との連携を強化するとともに、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを活用したきめ細やかな支援を行うことにより、いじめをはじめ、不登校や問題行動の未然防止、早期発見・解決に積極的に取り組みます。【学校教育G】

(学校教育の充実 1-1-2) (青少年の健全育成 1-1-3) No. 13

学校と家庭が連携し、インターネットやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などでのトラブルの未然防止、早期発見に努めるとともに、情報モラル教育を推進することにより児童生徒が自らインターネットや情報端末機器などを適切に活用できる力と態度を育成します。【学校教育G】

(青少年の健全育成 1-1-3) No. 14

学校・家庭・地域社会及び関係機関との連携・協力のもと、子どもを取り巻く諸問題について、講演会や啓発を行い、家庭や地域の教育力の向上を図り、児童生徒の健全育成に努めます。【学校教育G】

(学校教育の充実 1-1-2) No. 15

子どもの発達段階に応じて、健やかな体を育成するため、体力・運動能力の向上とともに生涯にわたる健康の基礎を培う教育の充実に努めます。

【学校教育G】

(学校教育の充実 1-1-2) No. 16

小中学校給食の充実に努め、発達段階に応じた食育を推進します。また、全ての小学校でドライ方式による施設整備を計画的に実施することにより、安全・安心でおいしい学校給食を提供します。今年度は、令和3年1月からの供用開始に向けて、播磨中学校と「親子方式」で実施する播磨小学校及び単独調理校である蓮池小学校の給食室の改築工事を引き続いて実施します。

【教育総務G】

(学校教育の充実 1-1-2) No. 17

安全で快適な学習環境を充実させるため、老朽化した播磨西小学校の校舎を

全面的に改修します。今年度はトイレ及び電気・機械設備を改修し、快適なトイレ環境を提供するとともに、避難所としての機能向上を図ります。

【教育総務G】

(学校教育の充実 1-1-2) No. 18

安全で快適な学習環境を充実させるため、老朽化した蓮池小学校北校舎の大規模改造工事の設計業務を実施します。**【教育総務G】**

(学校教育の充実 1-1-2) No. 19

播磨南中学校及び播磨南小学校のプールについては老朽化が著しく、管理が困難になってきていることから、改築工事を実施します。

改築にあたり、両校のプールを播磨南中学校敷地内へ統合し、イニシャルコスト及びランニングコストの低減を図ります。なお、今年度は設計業務を実施し、次年度の工事発注に備えます。**【教育総務G】**

(生涯学習の充実 1-2-1) No. 20

現在の「播磨町生涯学習推進計画」の計画期間が本年度で終了するため、新たな「生涯学習推進計画」を策定するとともに、生涯にわたり「いつでも」「どこでも」「だれでも」が主体的に、楽しみながら学ぶことができる環境づくりを推進します。**【生涯学習G】**

(生涯学習の充実 1-2-1) No. 21

老朽化したスポーツ施設や社会教育施設を改修し、安全で快適に利用できる施設の提供に努めます。今年度は、総合体育館の非常用自家発電設備の更新工事を実施します。また、野添コミュニティセンターの屋上・外壁などの改修工事及び図書館の空調設備改修工事の設計業務を実施します。**【生涯学習G】**

(生涯学習の充実 1-2-1) No. 22

健康、福祉、緑化など様々な体験や交流を通して、学びとふれあいを深める「はりま風薫るフェスタ」を大中遺跡公園、野添であい公園、野添北公園にて開催します。【生涯学習G】

(生涯学習の充実 1-2-1) No. 23

地域の教育力が向上し、さらに地域が活性化するよう「放課後子ども教室」を実施するとともに、住民の企画運営によるイベントを支援します。

【生涯学習G】

(スポーツ活動の推進 1-2-2) No. 24

「播磨町スポーツ推進計画」に基づき、「するスポーツ」「みるスポーツ」「ささえるスポーツ」を推進するため、住民や関係機関と連携し、スポーツ環境の充実を図ります。【生涯学習G】

(スポーツ活動の推進 1-2-2) No. 25

東京パラリンピックの聖火には全国から集火した火が用いられることから、大中遺跡公園において採火式を開催し、採火した「播磨町大中古代の火」を県内各市町の火とともに東京パラリンピック会場に届けます。【生涯学習G】

(芸術・文化活動の推進 1-2-3) No. 26

文化団体が実施する各事業を契機に、住民の文化への興味や関心が深まるよう必要な支援を行います。【生涯学習G】

(歴史的・文化的資源の保存と活用 1-2-4) No. 27

特色ある古代まつりとして歴史を重ねてきた「大中遺跡まつり」が30回目の節目を迎えるにあたり、さらに多くの方々に愛されるよう、各種団体との連携を深めながら開催してまいります。【生涯学習G】

(歴史的・文化的資源の保存と活用 1-2-4) No. 28

古代の人々の暮らしぶりを再現した大中遺跡AR(拡張現実)アプリを活用し、町の重要な観光資源である大中遺跡をPRしてまいります。【企画G】

(歴史的・文化的資源の保存と活用 1-2-4) No. 29

郷土の偉人である新聞の父「ジョセフ・ヒコ」や、新井の用水路を開削した「今里傳兵衛」を紹介する映像を活用し、住民の郷土への理解と愛着を深めてまいります。【生涯学習G】

2 やすらぎがあり、健やかに暮らせるまち

(地域での支え合いの推進 2-1-2) No. 30

福祉会館を直営とすることで「福祉の拠点化」を進めます。様々な生きづらさを抱える世帯への包括的な支援や相談支援者へのバックアップ体制を構築するために設置した総合相談窓口に、障がいに関する基幹相談支援センターの機能を加えることで強化充実を図ります。また、安心して利用できる施設とするため、屋上防水や空調設備の改修、照明のLED化などを行います。

【福祉G】

(子育て支援の充実 2-1-3) No. 31

民生委員・児童委員の協力を得て、生後4か月までの乳児を育てる全ての家

庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や、養育環境等の把握を行う「こんにちは赤ちゃん事業」を引き続き実施します。【福祉G】

(子育て支援の充実 2-1-3) No. 32

待機児童対策として、町内に新たな保育施設を整備する事業者へ国の補助金に上乗せして整備費用を助成します。【福祉G】

(子育て支援の充実 2-1-3) No. 33

保育施設で実施する歯科検診・眼科検診に係る費用の一部補助を継続し、健康診断の充実を図るとともに、園児の疾病予防や健康維持、増進にもつなげます。【福祉G】

(子育て支援の充実 2-1-3) No. 34

病後児保育・一時預かり・延長保育の実施など、多様な保育ニーズに対応できるように、保育施設へ費用を補助するとともに、他市の病児保育施設利用時の差額補助を実施します。【福祉G】

(子育て支援の充実 2-1-3) No. 35

保育施設に対し、保育士確保のための補助金を増設し、安定した人材の確保により児童受け入れ態勢を維持します。また、保育士へのキャリアアップ研修事業を実施することにより、さらに質の高い保育の提供に努めます。【福祉G】

(子育て支援の充実 2-1-3) No. 36

幼児教育無償化の対象にならない子どもの保育料について、県のひょうご保育料軽減制度の所得制限を超える家庭については、町独自の軽減を継続実施します。【福祉G】

(子育て支援の充実 2-1-3) No. 37

「北部・南部子育て支援センター」を拠点とし、地域や関係機関などと連携し、子育て家庭への支援の充実を図ります。また、仕事と家庭の両立及び核家族家庭の支援のために、ファミリーサポートセンター事業を引き続き実施します。【福祉G】

(子育て支援の充実 2-1-3) No. 38

北部子育て支援センターについては、修繕計画に基づき、老朽化した空調設備の更新工事を行います。【福祉G】

(子育て支援の充実 2-1-3) No. 39

「母子健康手帳」の交付時にあわせて本町独自の「父子手帳」を引き続き配布し、手帳を通して父親が子育てについて考える機会を提供し、父親の子育て参加や親子の絆づくりを応援します。【福祉G】

(子育て支援の充実 2-1-3) No. 40

学童保育については、引き続き児童の安全・安心な放課後の居場所づくりを進めます。利用児童の増加に対応するため、播磨小学校に第2学童保育所を増設するとともに、町内在住で、町外へ通学する児童も利用可能にいたします。【福祉G】

(子育て支援の充実 2-1-3) No. 41

全ての幼稚園で、安心して子育てができるよう、就労や通院・介護、保護者のリフレッシュなどの場合において、教育時間終了後や夏休みなどの「一時預かり事業」を引き続き実施します。今年度は播磨幼稚園において、1日当たり

の利用定員数を増加し、さらなる保護者のニーズに応えます。【教育総務G】

(子育て支援の充実 2-1-3) No. 42

養育支援が必要な家庭に対して、保健師・ヘルパーがその家庭を訪問し、助言等を行う「養育支援訪問事業」を引き続き実施し、育児ストレスの解消やネグレクトなど虐待防止に努めます。【福祉G】

(子育て支援の充実 2-1-3) No. 43

増加する児童虐待の防止、早期発見及び安全確保への迅速な対応強化のため、児童相談員を2名配置し、「要保護児童対策地域協議会」との連携をより一層進めます。【福祉G】

(子育て支援の充実 2-1-3) No. 44

新生児の誕生をお祝いし、また健やかな成長を願い、記念写真撮影券を交付する「はりまフォトバースデー事業」を引き続き実施します。【福祉G】

(健康づくりの推進 2-1-1) No. 45

誰も自殺に追い込まれることのない社会をめざすため、自殺対策基本法の規定により策定した「播磨町自殺対策計画」に基づき、生きることの包括的な支援に取り組んでまいります。【福祉G】

(健康づくりの推進 2-1-1) No. 46

健康への関心を高め、楽しみながら健康づくりに取り組んでいただけるよう、健康関連イベントへの参加や特定健康診査・がん検診などを受診する度にポイントを付与する「健康ポイント」の普及に努めます。【すこやか環境G】

(健康づくりの推進 2-1-1) No. 47

様々な疾病のリスクを高める喫煙習慣について、喫煙率の減少、受動喫煙の防止、禁煙意識の啓発等を推進するため、禁煙治療を希望される方に対して、治療費の一部を助成します。【すこやか環境G】

(健康づくりの推進 2-1-1) No. 48

大人の風しん予防接種費用の助成を引き続き実施し、子どもの「先天性風しん症候群」の発生予防を図ります。あわせて、風しん抗体保有率が低い世代の男性の抗体保有率を上昇させるため、抗体検査及び抗体価が低い人への定期予防接種を、3年間の時限措置の2年目として実施します。【すこやか環境G】

(健康づくりの推進 2-1-1) No. 49

胃内視鏡検査、胸部CT検査、乳腺エコー検査、前立腺検査を継続し、頸部子宮がん検査、乳がんのマンモグラフィ検査、エコー検査の個人負担金を各1,000円で実施するなど、がん検診を推進し、住民の健康づくりに努めます。【すこやか環境G】

(健康づくりの推進 2-1-1) No. 50

健診の受診機会のない20歳から39歳までの方や、幼稚園児の保護者を対象に、無料で血液検査等を実施し、検診などへの関心を高めます。

【すこやか環境G】

(健康づくりの推進 2-1-1) No. 51

後期高齢者を対象に、食生活について管理栄養士による相談や調理実習の機会を設け、高齢者の健康づくりを推進します。【すこやか環境G】

(健康づくりの推進 2-1-1) No. 52

後期高齢者の口腔機能低下や肺炎等の疾病を予防するため、身近な歯科医院にて検診や相談が受けられるよう歯科検診を実施します。【すこやか環境G】

(子育て支援の充実 2-1-3) No. 53

特定不妊治療費、一般不妊治療費及び不育症治療費の助成を継続して実施し、治療を受けられたご夫婦の経済的負担の軽減を図ります。【すこやか環境G】

(子育て支援の充実 2-1-3) No. 54

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦健康診査費用を助成します。また、妊婦歯科健診費用の助成も継続して実施し、妊娠中の歯科衛生の向上を図ります。【すこやか環境G】

(子育て支援の充実 2-1-3) No. 55

将来に希望をもって治療に取り組むことができるよう、若年がん患者への支援として、卵子や精子の凍結など必要な治療費の一部を助成します。

【すこやか環境G】

(子育て支援の充実 2-1-3) No. 56

出産のため緊急時に利用したタクシー代の一部を助成する「はりまこうのとりタクシー事業」を継続して実施し、妊婦の身体的・経済的負担を軽減します。

【すこやか環境G】

(子育て支援の充実 2-1-3) No. 57

新生児訪問指導として、1か月健診までの早い時期に保健師、助産師が家庭を訪問し、母子の心身の健康に関わる様々な助言を通して、新たないのちを迎

えた家族を支援します。【すこやか環境G】

(子育て支援の充実 2-1-3) No. 58

5歳児子育て相談として、医師、作業療法士、保健師等が保育園・幼稚園等へ出向き、集団の行動観察を行い、相談希望者や気になるお子さんの保護者に対して相談を実施します。【すこやか環境G】

(子育て支援の充実 2-1-3) No. 59

妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目のない相談支援体制として子育てコンシェルジュと保健師を配置した「こども窓口」を引き続き設置します。子育て支援センターや学校園とも連携し、子育て支援の情報提供、相談、助言及び連絡調整等を行います。【福祉G】

(子育て支援の充実 2-1-3) No. 60

助産師による授乳相談や乳房マッサージ、医療機関で行った乳房マッサージ費用の助成を実施し、子育て家庭の経済的軽減を図ります。【すこやか環境G】

(子育て支援の充実 2-1-3) No. 61

産後1か月以内で、周囲の支援が得られない家庭に対する、家事・育児援助を行うホームヘルパーの派遣や、産科医院、助産院での宿泊型、デイサービス型の産後ケア事業を実施します。【すこやか環境G】

(子育て支援の充実 2-1-3) No. 62

子育て世代の方が、町からの案内や子育てに役立つ様々な情報を手軽に取得できるよう、パソコンやスマートフォンなどで情報の閲覧や予防接種履歴の管理が行える「子育てアプリ」による情報発信を行います。【すこやか環境G】

(子育て支援の充実 2-1-3) No. 63

0歳から小学3年生までの乳幼児等医療費並びに小学4年生から中学3年生までのこども医療費について、引き続き無料とします。【保険年金G】

(高齢者福祉の充実 2-1-4) No. 64

今後増加が見込まれる認知症の対応については、介護予防教室などで実施する「物忘れ検診」や、公共施設に設置している「物忘れ相談プログラム」を活用し、早期診断・早期対応につなげます。また、「認知症地域推進員」を地域包括支援センターに配置し、相談業務など認知症の人や家族への支援を行います。あわせて、地域住民や企業の他、中学生を対象に認知症サポーター養成を実施し、認知症に対する理解を深めます。【福祉G】

(高齢者福祉の充実 2-1-4) No. 65

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯及び障がいのある方を対象に、地域での見守りの必要性や日ごろの状況を把握する調査を実施し、災害時の避難支援対策として名簿を作成します。さらに「播磨町避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）」の策定を地域や関係機関とともに進めます。

【福祉G・危機管理G】

(高齢者福祉の充実 2-1-4) No. 66

高齢者や障がい者の権利を守るため策定した「播磨町成年後見制度利用促進計画」に基づき、成年後見制度についての啓発を行います。また、支援体制の整備や制度の利用促進に努めます。【福祉G】

(高齢者福祉の充実 2-1-4) No. 67

2市2町の共同事業で行っている緊急通報システムが本年度中に廃止されることから、町独自の緊急通報システムを構築することにより、高齢者在宅福祉の充実を図ります。【福祉G】

(高齢者福祉の充実 2-1-4) No. 68

コミュニティバスの運行に対する代替策として、時限的に75歳以上の高齢者にタクシー券を交付することで、高齢者の社会参加を推進します。【福祉G】

(障がい者福祉の充実 2-1-5) No. 69

「第5期播磨町障害福祉計画」及び「第2期播磨町障害児福祉計画」が令和2年度に最終年度を迎えることから、次期計画を策定し、共生社会の実現に取り組んでまいります。【福祉G】

(障がい者福祉の充実 2-1-5) No. 70

障がい者を取り巻く地域課題の解決に向け、当事者・事業者・関係団体等が連携・協議する場である「播磨町地域自立支援協議会」を活用し、支援体制を推進します。【福祉G】

(障がい者福祉の充実 2-1-5) No. 71

播磨町社会福祉協議会が新たに整備する障害者地域生活支援施設「仮称・第2ゆうあい園」の建設費用の一部を補助し、障がい者の社会参加を支援します。【福祉G】

(障がい者福祉の充実 2-1-5) No. 72

障がい者の虐待防止に関する普及・啓発を行うとともに、虐待発生時に迅速

に対応するための緊急一時保護施設や再発防止のための家庭訪問員を確保し、障がい者の権利や尊厳を守ります。【福祉G】

(障がい者福祉の充実 2-1-5) No. 73

障がい者が地域で住み続けることができるよう、グループホーム等の新設に対し、補助金を交付することにより、障がい者福祉の基盤整備を推進します。

【福祉G】

(障がい者福祉の充実 2-1-5) No. 74

商業者や地域団体が障がい者に必要なスロープやコミュニケーションツールなど、合理的配慮を提供するための費用を助成します。3年間の時限的実施の最終年度であることから、利用促進に努めます。【福祉G】

(障がい者福祉の充実 2-1-5) No. 75

重度心身障害者福祉タクシー料金助成事業について、所得制限及び利用時の枚数制限を廃止することで、重度障がい者の生活行動範囲の拡大と社会参加推進を図ります。【福祉G】

(健康づくりの推進 2-1-1) No. 76

国民健康保険被保険者が、人間ドックを受ける場合の費用助成を引き続き行い、特定健診受診率の向上と疾病の早期発見、早期治療により医療費の適正化に努めます。【保険年金G】

(健康づくりの推進 2-1-1) No. 77

国民健康保険レセプトデータ及び特定健診データを分析した「第2期データヘルス計画」に基づき、被保険者の健康の保持増進、疾病予防及び重症化予防

を効率的かつ効果的に推進します。【保険年金G】

(健康づくりの推進 2-1-1) No. 78

国民健康保険制度について、引き続き兵庫県と連携し、安定的な運営に努めます。【保険年金G】

(高齢者支援の充実 2-1-4) No. 79

高齢者が介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるように地域密着型サービスの整備を計画的に進めます。その中で、中重度の要介護認定者の在宅生活を支援するための「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」について、整備に努めます。【保険年金G】

(高齢者支援の充実 2-1-4) No. 80

「播磨町高齢者福祉計画（第8次）及び介護保険事業計画（第7期）」に基づき、支援やサービス提供の充実に努めるとともに、介護保険事業の円滑な運営を図ります。また、介護保険法の規定に基づき、令和3年度からの「播磨町高齢者福祉計画（第9次）及び介護保険事業計画（第8期）」を策定します。
【保険年金G】

(高齢者支援の充実 2-1-4) No. 81

団塊の世代が75歳以上となる令和7年を目途に、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めます。在宅医療・介護連携の推進を図るとともに、地域支援事業を充実させるため、引き続き生活支援コーディネーターを配置し、関係団体との協議を図ります。【保険年金G】

(高齢者支援の充実 2-1-4) No. 82

介護人材を確保するため、訪問看護師等の介護サービス提供時の安全確保を図るよう、兵庫県の「訪問看護師・訪問介護員安全確保離職防止対策事業」を利用し、費用の一部を助成します。【保険年金G】

(交通安全対策の充実 2-2-1) No. 83

警察及び関連団体と連携して、各学校園で実施する交通安全教室や啓発活動などを実施し、高齢者や幼児・児童の交通事故防止に努めます。また、兵庫県と連携して、義務化された自転車保険への加入を促進します。【危機管理G】

(交通安全対策の充実 2-2-1) No. 84

運転免許証を自主返納した高齢者に、交通系ICカードを交付し、高齢運転者による交通事故の減少を図るとともに、電車等の公共交通の利用促進を図ります。【危機管理G】

(交通安全対策の充実 2-2-1) No. 85

交通事故の防止を図るため、カーブミラーや警戒標識等の交通安全施設を整備するとともに、適正な維持管理に努めます。また、兵庫県の補助制度に合わせて、車のペダルの踏み間違い防止装置の購入に対する補助金を交付します。【危機管理G】

(防犯対策の充実 2-2-2) No. 86

犯罪のない明るいまちづくりを実現するため、地域の防犯活動を行っている団体等を支援します。また、警察署員などによる犯罪対策の講習等を実施し、防犯意識の向上を図るとともに、青色パトカーでのパトロールを実施することにより、町内での犯罪の抑止・未然防止を図ります。

また、本年度より犯罪被害者等基本法に基づく「播磨町犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害者等の支援を行います。【危機管理G】

(防犯対策の充実 2-2-2) No. 87

自治会等が防犯カメラを設置する場合に、その設置費用の一部を補助することにより、犯罪の未然防止を図り、安全・安心のまちづくりを推進します。

また、県の補助事業に採択された箇所だけではなく、町独自の補助制度も設け、多くの自治会等が防犯カメラを設置しやすい制度としています。

【危機管理G】

(防犯対策の充実 2-2-2) No. 88

夜間における犯罪抑止と事故防止を図るため、町が管理するLED街灯を適正に配置するとともに維持します。あわせて、自治会管理街灯をLED街灯に更新又は新設する場合にその工事費の一部を引き続き補助します。

【危機管理G】

(消防・防災体制の強化 2-2-3) No. 89

救急救命の充実を図り、安心して暮らせるまちづくりを推進するため、AEDの設置を促進するとともに、加古川市消防本部と連携して、救急救命の普及と啓発に努めます。また、自治会等が設置する場合にその費用の一部を引き続き補助してまいります。【危機管理G】

(消防・防災体制の強化 2-2-3) No. 90

加古川市東消防署播磨分署の防水・塗装・空調等工事を実施することにより施設の長寿命化を図るとともに、女性消防職員の配備にも対応できるよう環境を整えます。【危機管理G】

(消防・防災体制の強化 2-2-3) No. 91

初期消火活動が迅速かつ確実に行えるよう、消防車両（野添・駅前分団に配備している小型動力ポンプ付積載車）を更新するとともに、老朽化した消火栓ホース格納箱及び格納箱内のホース等を計画的に取り替えることにより、消防力の充実強化を図ります。【危機管理G】

(消防・防災体制の強化 2-2-3) No. 92

「播磨町総合防災マップ」を活用した防災訓練や、「播磨わくわく講座」等を実施するなど、災害についての正しい知識の普及と啓発に努めます。

【危機管理G】

(消防・防災体制の強化 2-2-3) No. 93

災害発生時において、防災アプリやメール配信、Lアラートによるテレビ文字放送、防災行政無線等による多様な情報伝達手段を活用し、住民への迅速で正確な情報の伝達に努めます。また、避難行動要支援者の自主防災会への名簿提供並びに避難体制の整備に努めます。【危機管理G】

(消防・防災体制の強化 2-2-3) No. 94

「播磨町備蓄計画」に基づき、町内各小学校等設置の防災倉庫等に食料、生活必需品、資機材等の備蓄を進めます。【危機管理G】

(消防・防災体制の強化 2-2-3) No. 95

自主防災組織連絡会の機能強化を促すとともに、自主防災組織間の連携強化を図るため各コミュニティセンター単位での訓練等の推進に努めます。また、地域防災力の維持を図るため、老朽化が著しい自主防災組織の防災倉庫の更新

を計画的に実施します。【危機管理G】

(消防・防災体制の強化 2-2-3) No. 96

国土交通省近畿地方整備局及び兵庫県により公表された想定最大規模浸水想定区域図や、ため池浸水想定区域図の公表に伴い、総合防災マップを新たな想定に対応したものへ改訂し、再作成を行い配布します。また、既存の避難所の看板等についても更新を実施し、災害発生時の適切な避難に役立てます。

【危機管理G】

(消防・防災体制の強化 2-2-3) No. 97

地域防災の担い手を育成するため、ひょうご防災リーダー講座を受講し、将来にわたって地域防災活動に貢献する意思のある方に対して、講座受講費用の一部を助成します。【危機管理G】

(消防・防災体制の強化 2-2-3) No. 98

武力攻撃事態等の発生に際して、的確かつ迅速に国民保護のための措置を実施するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）の保守を行いつつ、危機管理体制を整備し、国民保護事案への備えの強化に努めます。また、国際情勢等を勘案した上で、国、県、自衛隊、警察、その他関係機関との連携・協力体制の強化を図ってまいります。【危機管理G】

(消防・防災体制の強化 2-2-3) No. 99

「播磨町耐震改修促進計画」に基づき、住宅等の耐震化を計画的に推進するとともに、住宅の耐震診断・耐震改修・建替等の町補助金の活用について促進を図ります。また、住宅の耐震化や維持保全などに関する住宅無料相談会を開催し、啓発に努めてまいります。【都市計画G】

(消防・防災体制の強化 2-2-3) No. 100

兵庫県主体の水田川改修事業は、住民の安全・安心に直結した事業であり、毎年、水田川改修促進期成同盟会により、財務省をはじめ、国土交通省、近畿地方整備局や兵庫県など関係機関に対して要望を重ねてきております。

山陽電気鉄道部分の工事は完成し、現在山陽新幹線の横断工事に入っております。さらには、山陽新幹線より上流部では、橋梁の架設も順次施工できているところであります。

本町といたしましても、近隣市とともに可能な限りの協力を行ってまいります。**【土木G】**

(消費者対策の充実 2-2-4) No. 101

消費者問題は増加傾向にあり、振り込め詐欺やインターネットを利用したの詐欺など複雑多岐にわたっています。本町では、「播磨町消費生活センター」を設置し、専門相談員による消費者相談を受けています。また、平成31年3月に策定した「播磨町消費者教育推進計画」に則り、消費者教育を推進します。

【住民G】

(勤労者福祉の充実 2-3-3) No. 102

高齢者自らが経験や技能を活かして社会参加し、生きがいを見いだせる活躍の場や機会づくりのため、「シルバー人材センター」の活動費を補助します。

【住民G】

(農漁業の振興 2-3-1) No. 103

農業従事者の高齢化及び後継者等の問題から、農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にありますが、「人・農地プラン」等を活用し、耕作放棄地の解消

や若年層の新規就農を促進してまいります。【住民G】

(農漁業の振興 2-3-1) No. 104

水産資源の確保のため、引き続き漁業組合等が実施する海底耕うん及びウチムラサキ貝の放流などを支援することにより、漁場の維持・回復に努めます。また、漁業施設等の整備を支援し、水産資源の多様化を図り漁業従事者の経営安定化を促進します。【住民G】

(農漁業の振興 2-3-1) No. 105

阿閑漁港の老朽化した施設の撤去を行い、漁業者等の安全確保と施設の利用しやすさに努めます。【土木G】

(商工業の振興 2-3-2) No. 106

新島及び東新島地区に続き、本年度より一定条件を満たす内陸の工場地域及び工業専用地域においても、工場に設置が義務付けられている緑地等の面積率を緩和いたします。【住民G】

(商工業の振興 2-3-2) No. 107

中小企業への支援策として、町内業者の施工による住宅リフォームに対し助成を行うことで、町内産業の活性化と居住環境の向上を図ります。【住民G】

(商工業の振興 2-3-2) No. 108

「播磨町商工会経営発達支援計画」を策定し、小規模事業者の持続的発展と創業促進に取り組んでいる播磨町商工会を支援し、地域経済の活性化を促進します。また、引き続き土山駅南イルミネーション事業に補助を行うことで、冬季におけるまちの賑わいを創り出します。【住民G】

3 人や環境にやさしく、快適なまち

(自然環境の保全と水辺環境づくり 3-1-2) No. 109

東播磨3市2町が取り組んでいる「いなみ野ため池ミュージアム事業」に参画するとともに、住民主体による「ため池」を活用したコミュニティづくりに取り組んでいる「ため池協議会」の活動を支援します。【住民G】

(自然環境の保全と水辺環境づくり 3-1-2) No. 110

令和元年6月に施行された「ため池管理保全法」により行政によるため池データベースの整備・公表が義務付けされたことから町内にある農業用ため池の諸元調査を実施し、住民等に正確なデータを公表するとともに、ため池管理者と連携し適正な管理及び保全に努めます。【住民G】

(自然環境の保全と水辺環境づくり 3-1-2) No. 111

平成23年度に策定した「播磨町環境基本計画」が10年目の令和2年度で目標年度を迎えることから、現在の環境を取り巻く社会情勢や地球環境問題など大きな変化に対応するため見直しを行います。【すこやか環境G】

(自然環境の保全と水辺環境づくり 3-1-2) No. 112

自然エネルギーの利用を促進し、環境負荷の少ない循環型社会への転換と環境保全意識の高揚を図るため、「住宅用太陽光発電システム」の設置について引き続き助成します。【すこやか環境G】

(自然環境の保全と水辺環境づくり 3-1-2) No. 113

狐狸ヶ池において実施しているアカミミガメの防除調査について、流入防止策の効果を検証するとともに、外来生物の脅威や生態系保全の大切さについて

普及啓発します。【すこやか環境G】

(生活環境の改善 3-1-1) No. 114

人に危害を加える恐れのあるスズメバチについて、駆除を実施する土地所有者などに駆除にかかる費用の一部を助成します。【すこやか環境G】

(ごみの減量・リサイクル活動の推進 3-2-1) No. 115

令和4年度より廃棄物処理の広域化が開始されることに伴い、現状の住民サービスの低下の防止、また町内で発生する廃棄物の運搬を効率的に行うことを目的に、廃棄物中継施設を現在の播磨町塵芥処理センター敷地内に建設します。
【すこやか環境G】

(ごみの減量・リサイクル活動の推進 3-2-1) No. 116

ごみの減量化推進及び循環型社会形成のため、引き続き住民の協力を得て「ごみの分別と適正処理」を推進します。【すこやか環境G】

(適正な土地利用と市街地の整備 3-3-1) No. 117

平成24年度に策定した「都市計画マスタープラン」が令和3年度に最終年度を迎えるにあたり、その目標達成について検証を行い、都市計画上の課題を整理するとともに、課題に対応した新たな「まちづくりの基本方針」を示すため、次期マスタープランの策定期間を2か年とし、本年度着手します。

【都市計画G】

(適正な土地利用と市街地の整備 3-3-1) No. 118

都市計画に係る現況、動向を把握し、土地取引に係る届出、勧告、遊休地の利用促進に関する調査を実施します。【都市計画G】

(適正な土地利用と市街地の整備 3-3-1) No. 119

地籍調査事業については、今年度は引き続き、土山駅北地区の調査を実施します。また、調査結果の閲覧を行った土山駅北地区-1については、順次、県の認証を受け調査成果を法務局へ送付し完了します。【都市計画G】

(適正な土地利用と市街地の整備 3-3-1) No. 120

「播磨町空家等対策計画」に基づき、具体的で効果的な対策の検討を行うとともに、引き続き適正管理について所有者等の意識啓発に努めます。

【都市計画G】

(道路・港湾整備の推進 3-3-3) No. 121

町道未登記処理事業においては、町道内の私有地の解消を行うとともに、寄付等に伴う道路敷の登記事務を行います。【都市計画G】

(生活環境の改善 3-1-1) No. 122

地権者の協力のもと、狭あい道路整備事業を推進し、道路の拡幅により生活環境の改善及び災害時等における安全確保に努めます。【都市計画G・土木G】

(公園の整備・管理及び緑化の推進 3-1-3) No. 123

望海公園内にある交通公園を多世代が利用できる広場として、平成30年度より3か年をかけて再整備を行い、魅力ある公園としてリニューアルします。

また、公園施設では、経年劣化した遊具や舗装など改修をしております。

【土木G】

(公園の整備・管理及び緑化の推進 3-1-3) No. 124

「播磨町緑の基本計画」を推進するため、町内の緑の普及啓発及び緑の保全を図る「緑の拠点」を整備するため、ワークショップにより基本計画を策定してまいりました。次の段階として、実施設計に取り組みます。【土木G】

(公園の整備・管理及び緑化の推進 3-1-3) No. 125

子どもの誕生をお祝いし健やかな成長を願うとともに、身近にある緑を大切にする心を育てていただくために、記念の苗木を希望者に配布します。

【土木G】

(道路・港湾整備の推進 3-3-3) No. 126

「播磨町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な維持補修を進め、安全性の確保、維持管理の効率化を図り、ライフサイクルコストの抑制を行います。今年度は、5年に1度の定期点検を実施します。【土木G】

(道路・港湾整備の推進 3-3-3) No. 127

町道の路面性状調査の結果に基づいた町道舗装修繕計画により、舗装改修工事を行い、安全で円滑な交通の確保及び効率的な維持管理を行います。

【土木G】

(道路・港湾整備の推進 3-3-3) No. 128

道路照明及び土山駅自由通路について、LED化への改修をすすめていきます。また、道路交通の円滑化や道路利用者へのサービス向上の観点から、主要な交差点に交差点名標示板の設置を行います。【土木G】

(上水道の整備 3-3-5) No. 129

安全で良質な水を安定して供給するために、浄水場の保守管理、取水井戸の浚渫や適切な水質管理に努めるとともに、基幹管路及び老朽管の更新を行い、耐震化を図ります。また、上下水道運営委員会を開催し、長期にわたり健全な事業運営を行うため、必要な財源確保のための方策について検討を行います。

【上下水道G】

(下水道の整備 3-3-6) No. 130

公共下水道事業の汚水の未整備地区の整備を進めるとともに、管渠の適正な維持管理に努めます。本荘雨水ポンプ場については、長寿命化計画に基づき改築・更新を引き続き行います。また、新島内の雨水管渠の調査を受託事業として実施し、更新に向けた方針の検討を行います。【上下水道G】

4 つながりをお大切にするまち

(人権・平和教育の推進 4-1-1) No. 131

「人権文化をすすめる町民運動推進強調月間」や「人権週間」にあわせ、講演会や映画会を開催することで、広く人権意識の高揚を図ります。また、引き続き人権啓発資料「人権教育のすすめ」や「啓発カレンダー」を全戸配布し、啓発に努めてまいります。【生涯学習G】

(人権・平和教育の推進 4-1-1) No. 132

「いきいきフォーラム」や「人権尊重の地域づくり事業」など、自治会が主体的に行う人権課題解決への取り組みや地域・世代間の交流活動を支援し、差別のないまちづくりを進めます。【生涯学習G】

(人権・平和教育の推進 4-1-1) No. 133

個人情報の保護及び人権侵害を防止するため、第三者が戸籍謄本や住民票等
を取得して不正に使用することを防止する「本人通知制度」について、制度の
利用を推進します。【住民G】

(人権・平和教育の推進 4-1-1) No. 134

「播磨町男女共同参画行動計画」に基づき、住民意識の醸成を図るとともに、
女性のキャリアアップや社会参加への支援を行います。【生涯学習G】

(人権・平和教育の推進 4-1-1) No. 135

「戦没者追悼平和祈念式」を開催し、遺族の方々だけでなく、子どもから大
人まで幅広く住民の方々にも参加いただき、戦没者に対し哀悼の意を表すると
ともに、戦争の悲惨さと平和の尊さを後世に伝えてまいります。

【企画G・福祉G】

(地域情報化の推進 4-2-1) No. 136

行政懇談会、はりま女性会議等での意見交換や町政モニターなどにより広く
住民や地域・各種団体との対話を進め、住民ニーズの把握に努めます。また、
広報紙、ホームページ、フェイスブック、広報紙配信アプリ及び「播磨わくわ
く講座」などを活用し、積極的に行政情報を発信します。【企画G】

(地域情報化の推進 4-2-1) No. 137

「土山駅南交流スペース（きつずなホール）」において、本町の玄関口とし
てまちの情報提供や案内等を行うほか、ギャラリーコーナーも活用し、住民や
駅利用者などに対し、まちの魅力発信、ふれあい・交流の場を提供します。

【企画G】

(国内・国際交流の推進 4-2-2) No. 138

姉妹都市からの訪問団の受け入れや外国人との交流を通じて異文化への理解を深めるとともに、「播磨町国際交流協会」が行う事業を支援します。

【企画G】

(地域活動の活性化・住民参加の推進 4-3-1) No. 139

町や地域が持つ課題解決に向けて活動する団体に対し、その団体の専門性やネットワークなどを活かした住民主体のまちづくりを推進するため「住民協働推進事業」を実施します。また、住民自らが取り組む研究・活動などを支援し、地域で活動するリーダーや団体を育成するため「播磨ゆめづくり塾事業」を実施します。**【企画G】**

(地域活動の活性化・住民参加の推進 4-3-1) No. 140

多様化・複雑化する地域の課題や住民ニーズにきめ細かく対応するために、「まちづくりアドバイザー」を配置し、専門的な相談対応や自治会における課題解決など、自主的なまちづくり活動への支援を充実し、地域力の向上を図ります。**【企画G】**

(地域活動の活性化・住民参加の推進 4-3-1) No. 141

自治会及び播磨町自治会連合会の活動並びに自治会公民館の施設整備事業に対して、適切な支援を行うことにより、コミュニティ活動の活性化と自治意識・連帯意識の高揚を図り、自治会活動の健全な発展を促進します。**【住民G】**

5 健全な行政経営による持続可能なまち

(健全な行財政運営 5-1-1) No.142

国が進めているマイナンバーカードの普及に対応するため、申請窓口の拡大や体制強化により、申請勧奨や申請・交付機会の拡大を進めていきます。また、県内でもトップクラスの交付率である「マイナンバーカード」を活用し、夜間や休日でも住民票等の証明書の交付が受けられる「コンビニ交付」の利用促進を図ります。【住民G】

(健全な行財政運営 5-1-1) No.143

町税については、口座振替を推奨するとともに、コンビニ収納に加え、スマートフォンを用いた新たな納付方法を導入し、納税者の利便性向上に努めます。今後も、自主財源の柱である町税の公平・公正な賦課徴収に努め、さらなる収納率向上対策に積極的に取り組みます。また、税以外の債権についても、マニュアル等を活用し、収納率の向上を図っていきます。【税務G】

(健全な行財政運営 5-1-1) No.144

正規職員の採用について、就職氷河期世代支援のため、年齢構成の平準化も考慮して取り組みます。【総務G】

(健全な行財政運営 5-1-1) No.145

「播磨町人材育成基本方針」に基づき、職員の能力・実績の向上及び人材育成を図り、意欲と活力あふれる職場づくりを推進してまいります。特に、政策の質や住民サービスの維持向上と職員のワークライフバランスの推進等を両立するための基礎となる管理監督職員のマネジメント能力の向上を図る研修のほか、中堅・若手職員の育成や再任用職員の活用も図るため、庁内研修の充実に取り組みます。【総務G】

(健全な行財政運営 5-1-1) No. 146

職員の定員管理については、再任用職員、任期付職員、令和2年度より導入された会計年度任用職員の活用を進めるとともに、新たな業務や既存の事務事業の増加等を踏まえながら、適正化を図ってまいります。また、町組織機構の見直しに関する検討を踏まえ、人事評価制度の見直しについて検討します。

【総務G】

(健全な行財政運営 5-1-1) No. 147

第一庁舎エレベーターは、平成元年の供用開始後約30年が経過し機能的な劣化が進んでいることから、利用者の安全を確保するため更新工事を行います。

【総務G】

(健全な行財政運営 5-1-1) No. 148

町が所有する普通財産については将来的な活用や売却等の検討を進め、引き続き有効活用を図ります。【総務G】

(健全な行財政運営 5-1-1) No. 149

町が所有する学校園やインフラ施設を除いた各施設について、現状の把握・分析による施設評価を行い、ライフサイクルコストや保全優先度を勘案した公共施設等総合管理計画（個別施設計画）を策定します。【総務G】

(健全な行財政運営 5-1-1) No. 150

加古郡衛生事務組合で運営する稲美斎場「ひじり苑」の火葬炉の老朽化に伴い、火葬件数の増加や棺の大型化にも対応できるよう大型火葬炉に更新します。

【住民G】

(健全な行財政運営 5-1-1) No. 151

社会情勢が変化するなか、令和元年度末で運営を廃止した「播磨ふれあいの家」について、普通財産として管理及び整理等を行うため、その経費を措置します。【住民G】

(健全な行財政運営 5-1-1) No. 152

情報セキュリティマネジメントシステムにより、持続的な情報セキュリティ対策に取り組み、住民に信頼される情報管理に努めます。【企画G】

(健全な行財政運営 5-1-1) No. 153

令和3年度を初年度とする「第5次播磨町総合計画」について、10年後のめざすべき将来像の実現に向けた施策等を定めるため、引き続き策定業務を進めます。【企画G】

(健全な行財政運営 5-1-1) No. 154

国勢調査は、統計法に基づき5年ごとに実施する国の最も基本的な統計調査であり、人口・世帯数をはじめ男女・年齢別、産業別などの人口の構成や世帯の構成・居住状況を調査し明らかにするため、本年度実施します。【企画G】

(広域行政の推進 5-1-2) No. 155

ごみ処理広域化については、「東播臨海広域行政協議会」での協議を踏まえ高砂市に事務委託しており、東播2市2町で協力して広域ごみ処理施設建設を推進していきます。【すこやか環境G】

(広域行政の推進 5-1-2) No.156

「東播臨海広域行政協議会」での協議を踏まえ、休日及び夜間における1次救急医療を実施する施設の建設を推進します。

本年度建設に着手し、令和3年度中の開設をめざしています。また、運営方法等について関係機関との調整、検討を進めてまいります。【すこやか環境G】